
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目 **未収金及び貸付金等の取扱い（ステップ 5）**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 5 を採用する一般事業会社における未収金及び貸付金等の取扱いについての ASBJ 事務局の分析及び提案をお示し、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 527 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 5 日開催）及び第 219 回金融商品専門委員会（2024 年 5 月 29 日開催）（以下「第 527 回企業会計基準委員会等」という。）では、次の金融資産等について、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定する単純化したアプローチを取り入れることを提案し、特段の異論は聞かれなかった。
 - (1) 収益認識会計基準等¹に従って計上された受取手形（その他の通常の取引に基づいて発生した手形債権を除く。）、売掛金及び契約資産
 - (2) リース会計基準等²に従って計上されたリース債権及びリース投資資産のうち将来のリース料を受領する権利に係る部分
3. 第 528 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 20 日開催）及び第 220 回金融商品専門委員会（2024 年 6 月 12 日開催）（以下「第 528 回企業会計基準委員会等」という。）では、現行基準において貸倒引当金の対象となる金融資産等を確認したうえで、ステップ 5 を採用する一般事業会社における取扱いに関する検討の方向性について分析及び提案をお示しした。

¹ 本資料では、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を合わせて「収益認識会計基準等」と記載する。

² 本資料では、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を合わせて「リース会計基準等」と記載する。

4. 本資料では、第 528 回企業会計基準委員会等において検討の方向性を議論した現行基準において貸倒引当金の対象となる金融資産等のうち、改めて検討を行うとしていた次の金融資産の取扱いについての分析及び提案をお示しする。
 - (1) 未収金
 - (2) 貸付金、未収利息（支払期日が既経過のもの）及び建設協力金（以下「貸付金等」という。）

III. ASBJ 事務局による分析及び提案

(未収金について)

5. IFRS 第 9 号では、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」から生じた営業債権及び契約資産、並びに IFRS 第 16 号「リース」に基づくリース債権に対して、単純化したアプローチの適用が要求又は許容されている。単純化したアプローチを要求又は許容する理由として、IFRS 第 9 号は、信用管理システムがそれほど洗練されていない企業のために信用リスクの増大を追跡調査する必要性を減少させること、及び重大な金融要素のない営業債権の大半は満期が 1 年未満であり全期間の予想信用損失と 12 か月の予想信用損失は同額となるか又は非常に類似するであろうといったコメントが関係者から寄せられたことを挙げている。
6. 第 528 回企業会計基準委員会等では、未収金について次のとおり分析を行い、ステップ 5 における方向性として IFRS 第 9 号の単純化したアプローチの対象とすることがどうか検討を行うとしていた。
 - (1) 現行基準では一般的に通常の営業取引以外の取引から生じる様々な性質の債権が未収金として計上されている。また、固定資産の売却に係る未収金に関して、収益認識会計基準等の適用範囲に含まれていない(収益認識会計基準第 108 項)ため、本資料第 2 項の事務局提案の範囲には含まれないと考えられる。
 - (2) 一般的に未収金は満期が 1 年未満であり、IFRS 第 9 号における単純化したアプローチを要求又は許容する理由に該当することが多いと考えられる。このため、ステップ 5 においては、未収金について単純化したアプローチの対象とすることがどうか、対象とする場合にその旨を明示することがどうか議論になると考えられる。
7. 前項について、第 528 回企業会計基準委員会等では次の意見が聞かれた。

- (1) 未収金に関して、売掛債権と同様に単純化したアプローチの対象とすることが適切と考える。この場合、解釈にばらつきが生じるようであれば明示することが適切と考える。
 - (2) 未収金について、大半は満期が1年未満であると考えられるため、単純化したアプローチの対象とすることが適切であると考ええる。
 - (3) 未収金について単純化したアプローチの対象とする場合、重要性がなければ明示する必要はないと考える。
8. ここで、未収金について単純化したアプローチの対象とした場合のメリットとしては、本資料第5項に記載した営業債権等について単純化したアプローチを要求又は許容する理由として挙げられているのと同様に、信用管理システムがそれほど洗練されていない企業において、信用リスクの増大を追跡調査する必要性を減少させることができることが挙げられる。一方、仮に未収金について単純化したアプローチの対象とする場合には、国際的な会計基準と異なるものと捉えられる可能性があると考えられる。
9. 他方、未収金について単純化したアプローチの対象としない場合のメリットとしては、国際的な会計基準と整合したものになることが挙げられる。また、未収金について、大半は満期が1年未満であるとする、満期が1年未満であれば全期間の予想信用損失と12か月の予想信用損失は同額になると考えられるため、未収金について単純化したアプローチを設ける必要はないと考えられる。
10. 本資料第8項及び第9項の分析を踏まえると、未収金について、国際的な会計基準と異なる定めを設けてまでIFRS第9号における単純化したアプローチの対象とする必要性は乏しいと考えられる。

(貸付金等について)

11. 第528回企業会計基準委員会等では、貸付金等について次のとおり分析を行い、ステップ5における方向性としてステップ4の検討後に改めて検討するとしていた。
- (1) 貸付金について、貸金業の登録をしておらず金銭の貸付を業としていない一般事業会社では、従業員（個人）や同一の会社等の集団に属する他の会社等に対する貸付けのみであると考えられる。
 - (2) まず、従業員等の個人に対する貸付金については、一般的に期日経過の情報が唯一の利用可能な借手固有の情報であると考えられるため、ステップ2において取り入れることを提案している契約上の支払の期日経過が30日超である場

合に信用リスクの著しい増大（SICR）が生じているという反証可能なみなし規定（IFRS 第9号5.5.11項、IFRS 第7号「金融商品：開示」B8I項）を利用することが考えられる。このため、従業員等の個人に対する貸付金については、追加的な取扱いを検討する必要性は低いと考えられる。

- (3) 一方、同一の会社等の集団に属する他の会社等に対する貸付金に関する減損の取扱いについては、IASBにおいて現在進行中のIFRS第9号の減損に係る要求事項の適用後レビューにおいて取り上げられた論点であり、また当該適用後レビューに関するこれまでの審議において我が国の関係者からも意見が聞かれている。さらに、当委員会では、ステップ4を採用する金融機関における貸付金に係る減損の取扱いについての検討を継続している状況にある。このため、本論点については、ステップ4の検討を踏まえて検討することが考えられる。
- (4) 次に、建設協力金は、「建物建設時に消費寄託する建物等の賃貸に係る預託保証金であり、契約に定めた期日に預託金受入企業が現金を返還し差入企業がこれを受け取る契約である」とされ、典型例としては当初無利息であり10年経過すると低利の金利が付き、その後10年間にわたり現金で返済されるものが挙げられる。このため、建設協力金は、法形態は異なるものの、一般的に満期までの期間が長期であり、経済実態としては貸付金に類似した金融資産であると考えられる。

12. 前項について、第528回企業会計基準委員会等では次の意見が聞かれた。

- (1) グループ4に分類した金融資産³について、ステップ4の検討後に改めて検討するという事務局の提案に賛同する。
- (2) グループ4に分類した金融資産について、ステップ4と整合した取扱いとするか又はより簡便的な方法を認めるかが議論になると考える。

13. その後、第532回企業会計基準委員会（2024年9月3日開催）及び第224回金融商品専門委員会（2024年8月22日開催）では、ステップ4におけるSICRの判定の方法について、我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法を採用することを提案した。また、第534回企業会計基準委員会（2024年10月8日開催）及び第226回金融商品専門委員会（2024年9月30日開催）では、常に全期間の予想信用損失に等しい額で測定するアプローチをステップ4にお

³ 第528回企業会計基準委員会等では、本プロジェクトにおいて焦点を当てることが考えられる貸付金等をグループ4として分類していた。

けるオプションとして採用しないことを提案した。

14. ここで、本資料第 11 項(1)のとおり、従業員等の個人に対する貸付金については、従業員等の個人に係る信用リスクに関する情報について将来予測的な情報を過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではないため、ステップ 2 において取り入れることを提案している契約上の支払の期日経過が 30 日超である場合に SICR が生じているという反証可能なみなし規定を利用することが可能と考えられる。このため、追加的な取扱いを検討する必要性は低いと考えられる。
15. 一方、ステップ 5 で対象としている一般事業会社においては、一般的にステップ 4 のアプローチ 1 で想定している債務者区分に基づいて信用リスクを管理していないと考えられるため、次の項目に関して、ステップ 4 のアプローチ 1 をそのまま採用することは困難と考えられる。また、ステップ 4 では、アプローチ 3 (常に全期間の予想信用損失に等しい額で測定するアプローチ) をオプションとして採用しないことを提案している。したがって、以降ではこれらの項目について、ステップ 5 独自のオプションとして、単純化したアプローチの対象とするかどうかについて検討を行う。
 - (1) 同一の会社等の集団に属する他の会社等に対する貸付及び未収利息(支払期日が既経過のもの)(以下「同一の会社等の集団に属する他の会社等に対する貸付等」という。)
 - (2) 建設協力金

同一の会社等の集団に属する他の会社等に対する貸付等

16. 一般事業会社において、同一の会社等の集団に属する他の会社等に対する貸付等について信用リスクの増大を追跡調査し、SICR が生じているかどうかを判定することが可能かどうかに関しては、同一の会社等の集団に属することから、借手に関する情報を入手することは比較的容易であると考えられる。このため、借手に SICR が生じているかどうか判定することは可能であると考えられる。
17. また、IASB においても本論点が検討された経緯がある。具体的には、情報要請「適用後レビュー IFRS 第 9 号『金融商品』 減損」(以下「本情報要請」という。)において、グループ内金融商品に一般的なアプローチを適用すると過度なコストが生じることがあるというコメントが寄せられた。これに対して、IASB はグループ内金融商品に予想信用損失の認識に関する一般的なアプローチを適用することについて、

次の分析を踏まえ基準設定の行動を取らないこととした。⁴

- (1) IFRS 第9号の原則主義に基づく「手法にとらわれない」一般的なアプローチは、これらの金融商品の予想信用損失を認識するための適切な基礎を提供している。
 - (2) 一般的なアプローチは原則主義に基づくことから、IFRS 第9号は、企業が過大なコストや労力を掛けずに利用可能である合理的で裏付け可能な情報に基づき予想信用損失を認識することを要求事項としている。
18. さらに、本情報要請に関するIASBボード会議⁵では、グループ内金融商品に単純化したアプローチを適用する場合には、12か月だけでなく、金融商品の予想される存続期間にわたって起こり得るすべてのデフォルトから生じる予想信用損失を見積る必要があるため、信用リスクの増大を追跡する必要性を排除することができるものの、グループ内金融商品に関する信用損失についての情報がないことから生じる原則的なアプローチの適用の問題には対応しておらず、したがってグループ内金融商品に単純化したアプローチを適用することは適切な対応ではないとされた。
19. 上述の分析及びIASBにおける審議の経緯を踏まえると、同一の会社等の集団に属する他の会社等に対する貸付等について単純化したアプローチの対象とすることについては、借手に関する情報を入手することは比較的容易であると考えられ、また、必ずしも簡便的な方法とはならないと考えられるため、採用しないことが考えられる。

建設協力金

20. 建設協力金とは、土地の所有者がその土地への出店希望者から融資を受ける建物の建設資金である。建設協力金は、土地の所有者が自己資金と建設協力金で建物を建設して出店希望者へ賃貸し、出店希望者すなわち建物の賃借人が支払う建物の賃料と相殺することによって返済される形式の取引である（別紙参照）。
21. 建設協力金は、本資料第11項(4)のとおり、法形態は異なるものの、一般的に満期までの期間が長期であり、経済実態としては貸付金に類似した金融資産であると考

⁴ プロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメント参照。

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/pir-9-impairment/pir-ifrs9-projectsummary-feedbackstatement.pdf>

⁵ 2024年2月IASBボード会議AP27A参照。

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/february/iasb/ap27a-feedback-analysis-general-approach.pdf>

えられる。

22. ここで、本資料第 20 項の取引のスキームを考えた場合、一般的には建設協力金の返済金額より土地の所有者に支払われる建物の賃料の方が大きいことから、建物の賃貸を継続し建設協力金の貸手である企業が建物の賃料の支払いを継続する限り、建設協力金は当初予定通りに回収されることとなると考えられる。
23. 一方、建設協力金が回収されない場合としては、建物の賃貸借契約の中途解約⁶に伴う建物の賃貸借スキームが終了する場合や地主からの申し立てにより賃料と建設協力金の返済との相殺に制限がかかる場合などが想定されるが、これらの事象が生じた場合には個々の事実と状況に応じた会計処理がなされることになると考えられる。
24. このような建設協力金の取引形態及びその特徴を考慮すると、原則的なアプローチに基づき対応することは可能であると考えられることから、建設協力金に関して簡便的な定めを設ける必要性は高くないと考えられる。
25. また、建設協力金について単純化したアプローチの対象とすると、国際的な会計基準と異なるものと捉えられる可能性があると考えられるが、上述の分析を踏まえると、ステップ 5 において国際的な会計基準と異なる定めを設ける必要性が高いとは言えないと考えられる。
26. 以上より、建設協力金について、ステップ 5 において IFRS 第 9 号の単純化したアプローチの対象としないことが考えられる。

(ASBJ 事務局からの提案)

27. 以上の分析を踏まえ、ステップ 5 では次のとおり取扱うことが考えられるがどうか。
 - (1) 未収金について、IFRS 第 9 号の単純化したアプローチの対象としない。
 - (2) 貸付金等について、ステップ 5 独自のオプションを設けない。

⁶ 一般的に、建物の借手が賃貸借契約を中途解約した場合、建物の貸手は建設協力金の残債支払を免除される特約を設けることが多い。

ディスカッション・ポイント

本資料第5項から第27項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

別紙：建設協力金の取引イメージ

